平成２３年（フ）第１７５３号
埼玉県加須市大越2371番地14
債務者　矢作　千春
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６１号
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3178番地７
債務者　大室　彰邇
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６２号
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3178番地７
債務者　大室ノリ子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６６号
埼玉県志木市上宗岡３丁目11番15号　プリムローズ・クリークⅡ201号
債務者　田中　貴珠（旧姓白砂）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７３号
さいたま市桜区西堀10丁目11番31号　メゾンＫＡＺＵ102、旧住所さいたま市桜区西堀１丁目15番28―306号
債務者　カマラ　モスタファ　ケイ
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４５号
埼玉県新座市栗原６丁目１番４号　武蔵野ベルハイツ211号室
債務者　渡邊めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４９号
さいたま市浦和区駒場１丁目10番４号　駒場グランドハイツ204、旧住所埼玉県川口市戸塚東１丁目13番17号　アートパレス105号
債務者　中尾　茂徳
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
埼玉県八潮市大字大瀬383番地６、旧住所静岡県浜松市中区幸４丁目７番20号
債務者　牧野　友香
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
埼玉県比企郡ときがわ町大字別所192番地11
債務者　内藤　信雄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８号
千葉県香取市虫幡1699番地２　ハイツヤワタ15Ｃ―105号
債務者　沼里　一男
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第４９３号
新潟市東区上木戸５丁目４番17号　オータムポエム101号
債務者　古山　正人
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１１号
新潟市北区朝日町２丁目12番８号、前住所新潟県阿賀野市中島町３番18号　クレメントハウス101号
債務者　熊倉　健夫
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４４号
新潟県燕市吉田弥生町18番26号、前住所新潟県燕市吉田旭町４丁目１番６号
債務者　井上　正行
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６７号
新潟市西区明田153番地
債務者　灰野　泰範
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
新潟県小千谷市大字桜町180番地１　サンコーポラス小千谷２―207、前住所新潟県長岡市寿２丁目５番３号
債務者　中澤　卓衛
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２５４４号
愛知県常滑市榎戸町５丁目101番地　ＳＴＡＲハイツ77―302号
債務者　藤城　忠章
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部